

重度の障害がある人やご家族へ

# 特別障害者手当などを受給できます

重度の障害がある人で、日常生活において常に特別な介護が必要な人は、特別障害者手当などを受給できます。

## 重度の障害とは

- ・身体障害者手帳の個別の障害が1級（聴覚障害は2級）
- ・知的障害でIQ（知能指数）20以下
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

問合せ 障害福祉課 ☎0545-55-2759 FAX0545-53-0151 E fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp

### ① 特別障害者手当

対象／日常生活において常に特別な介護が必要な20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する人

① 重度の障害が2つ以上ある（内部障害の重複は1つの障害として扱われます）

② 重度の障害が1つあり、ほかの障害（身体障害者手帳3級、知的障害IQ35以下または精神障害）が2つ以上ある

③ 両上肢・両下肢・体幹・精神のいずれかの障害が特に重度であるため、日常生活（動作）能力に重篤な支障がある

### ② 障害児福祉手当

対象／在宅で日常生活において常に介護が必要であり、次のいずれかに該当する20歳未満の子ども

① 重度の障害が1つ以上ある

② 知的障害（IQ35以下）と身体障害（身体障害者手帳2級）の合併障害

### ③ 特別児童扶養手当

対象／身体または知的・精神に障害があり、次のいずれかに該当する満20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者

◆ 手当1級に該当する子ども

① 身体障害者手帳1・2級または下肢障害3級の障害の一部

② 療育手帳の障害の程度がA

◆ 手当2級に該当する子ども

① 身体障害者手帳3級または下肢障害4級の障害の一部

② 知的障害でIQ50以下

### ④ 富士市重症心身障害者等介護手当

対象／次のいずれかに該当する人  
① 重度の障害のある人と同居し、常に介護している人

② 身体障害者手帳1・2級とIQ35以下の知的障害または精神障害が重複している人と同居し、常に介護している人

## 手当の支給額（令和7年12月時点）

| 手当の種類             | 支給額（月額）     |
|-------------------|-------------|
| ① 特別障害者手当         | 2万9,590円    |
| ② 障害児福祉手当         | 1万6,100円    |
| ③ 特別児童扶養手当        | 1級 5万6,800円 |
|                   | 2級 3万7,830円 |
| ④ 富士市重症心身障害者等介護手当 | 5,000円      |

障害者差別解消に関する相談窓口  
専門相談窓口 県社会福祉会  
☎054(252)9800

県相談窓口 県障害者政策課  
☎054(221)2352

市障害福祉課  
☎0545(55)2761

## 手当には支給制限があります

！  
手当の認定については審査があり、該当にならない場合があります。また、次のいずれかに当てはまる場合は、手当は支給されません。

① 本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき

② 施設に入所しているとき

③ 3か月以上入院しているとき（特別障害者手当のみ）

## 富士市重症心身障害者等介護手当

① 要介護者が特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、障害基礎年金を受けているとき

② 本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき

※ ①②に該当しても、身体障害と知的障害が重複している人は支給制限がありません。  
③ 生活保護を受けているとき

## 虐待かも？と思ったら…

市障害者虐待防止センター  
☎0545(55)2761

県障害者虐待防止センター  
☎054(221)2352